

## 地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

令和3年8月3日3福保医人第1103号  
一部改正 令和5年6月26日5福保医人第864号

### 第1 目的

この要綱は、地域医療勤務環境改善体制整備事業実施要綱（令和3年8月3日付3福保医人第1103号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

### 第2 補助対象者

この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第2に定める者とする。

### 第3 補助対象事業

- 1 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第3に定める事業とする。
- 2 補助事業は、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

### 第4 補助対象経費

この補助金の対象とする経費は、実施要綱第3に定める総合的な取組に要する経費とする。

### 第5 交付要件

本補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- 1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- 2 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している又は雇用を予定している医療機関で、以下(1)・(2)のうちいずれかの要件を満たすこと。ただし、本補助金の対象医療機関であって、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって、当該派遣医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、本項の要件は適用しない。
  - (1) 労働基準法第36条に規定される労働組合又は労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること。
  - (2) 全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定又は検討していること。

- 3 以下の医療機関においては、医師の年の時間外・休日労働時間がそれぞれ次に掲げる時間数となるよう、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。
- (1) 令和6年までに、医療法（昭和23年法律第205号）第113条第1項に規定する特定地域医療提供機関（以下「B水準医療機関」という。）又は連携型特定地域医療提供機関（以下「連携B水準医療機関」という。）の指定を予定している医療機関（各水準に求められる条件を満たす医療機関に限る。）
- ア 各水準の対象となる業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下
- イ ア以外の医師については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- (2) (1)以外の医療機関
- 医師の年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- 4 前項の計画の作成に当たっては、当該医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置すること。
- また、設置する委員会又は会議については、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催すること。
- なお、計画の作成に当たり、以下の点に留意すること。
- (1) 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- (2) 計画の作成に当たっては、次に掲げるアからキまでの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
- ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導等）
- イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻との間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- 5 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

## 第6 算定方法

この補助金は、次に定める1から3までにより算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 当該医療機関が病床機能報告により都へ報告している稼働病床数（療養病床除く。実施要綱第2の3において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、基準額と第4に定める補助対象経費の実支出額に3の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額に3の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- 3 資産の形成につながる費用については10分の9を、それ以外の費用については10分の10を補助率とする。

## 第7 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

## 第8 交付決定及び通知

- 1 知事は、第7の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

## 第9 変更申請手続き

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7に定める規定に準じて行うものとする。

## 第10 交付の条件

- 1 事情変更による決定の取消し等
  - (1) 知事は、第8の規定による補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
  - (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限る。
  - (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要とな

った事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

イ 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

(4) 前号(3)の規定による補助金の額の当該経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

## 2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

## 3 事実上の契約行為

実施要綱第3に規定する事業の実施に伴う契約手続については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）を遵守すること。

## 4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

## 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。

## 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は10の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後1か月以内又は補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金実績報告書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

また、2の(3)の規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除額報告書(別記第3号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

## 8 補助金の額の確定

知事は、7の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

## 9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

## 10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要

綱に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 11 補助金の返還

- (1) 知事は、10の(1)の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

#### 12 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が10の(1)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 13 違約加算金の計算

12の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 14 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 15 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺する

ことができる。

#### 16 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。
- (3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

#### 17 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 18 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

### 第11 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

### 第12 補 則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年財主調発第20号）の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとする。

#### 附 則（令和4年7月7日4福保医人第949号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとする。

#### 附 則（令和5年6月26日5福保医人第864号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行するものとする。